

「令和7～8年度佐賀県臨床研修プログラム特別コース運営業務」委託に係る
公募型プロポーザル仕様書（案）

1. 委託名

令和7～8年度佐賀県臨床研修プログラム特別コース運営業務の委託

2. 業務の背景と目的

本県では、若手医師の育成・定着を推進するために、臨床研修医の確保が課題である。特に、研修医定員の多くを占める佐賀大学医学部附属病院の臨床研修プログラムの採用数が定員数を下回る状況が続いていることから、同病院の研修プログラムの魅力化が急務である。

今回、同病院の特定プログラムを選択した研修医を対象とし、将来的な海外留学に向け語学などの日常的な学びに加え短期間の海外体験への支援を行う特別コースとして「SAGA臨床研修グローバルコース」を開設することとした。

については、本コースにおいて必要なコンテンツを提供し円滑なコース運営を行うことを目的として、公募型プロポーザル方式により、本業務について意欲のある事業者を募集する。

3. 適用範囲

本仕様書（案）は、佐賀県が実施する「令和7～8年度佐賀県臨床研修プログラム特別コース運営業務の委託（以下「業務」という。）」に関し必要な事項を定める。

4. 業務内容

以下の業務について、受託者は委託者に対して定期的に運営状況の報告を行うこととする。

○令和7年度業務【受講者：6名（予定）、予算額：21,700千円】

① プログラム運営業務

※各受講生の希望に沿った個別のコンテンツを提供すること

<語学対策>

- ・受講者が選定した語学スクール費用及び教材費について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

<USMLE（米国医師国家試験）対策>

- ・各受講者の学習レベルに応じた教材を選定し受講者へ提供すること。
- ・各受講者の学習レベルに応じた試験対策（オンライン勉強会の開催等）及び個別相談対応等を実施すること。
- ・USMLE等（STEP1、STEP2CK、OET、STEP3）を受験する場合の受験料について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

<キャリアコンサルティング>

- ・原則、年2回以上の集団面談、年3回以上の個人面談を行い、受講生の医師としてのキャリア形成を支援すること。（面談回数は、委託者及び受講生等と調整し必要に応じ変更可能）

<海外体験コーディネート>

- ・原則、受講期間（2年間）で1回以上の海外体験を提供するために必要な支援を行うこと。
- ・各受講生の要望等をヒアリングの上、佐賀大学等の関係機関と連携しながら海外体験の行き先の選定及び斡旋、時期の調整など総合的に受講生を支援すること。
- ・必要に応じて、委託先が受講生と受入機関等との間に入り調整を行うこと。
- ・海外渡航関係費用について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

② 受講者コミュニティ運営業務

- ・SNS等による受講者コミュニティを構築し、適宜メンバーによる情報交換等の機会を提供するなどしコミュニティ運営を行うこと。

③ プログラムの企画支援業務

- ・適宜プログラム内容の精査を行い、コンテンツや講義内容の修正等を行うこと。
- ・必要に応じ、講師等への交渉（継続・新規など）、特別コースの説明、協力依頼を行うこと。

④ 令和8～9年度運用プログラムのプロモーション業務

- ・医学生向けサイト、SNS等による情報発信支援等を行うこと。
- ・ランディングページの情報更新・管理等を行うこと。

○令和8年度業務【受講者：6名（予定）、予算額：21,700千円】

⑤ プログラム運営業務

※各受講生個人の希望を可能な限り反映させた個人ごとのコンテンツを提供すること

<語学対策>

- ・受講者が選定した語学スクール費用及び教材費について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

<USMLE（米国医師国家試験）対策>

- ・各受講者の学習レベルに応じた教材を選定し受講者へ提供すること。
- ・各受講者の学習レベルに応じた試験対策（オンライン勉強会の開催等）及び個別相談対応等を実施すること。
- ・USMLE等（STEP1、STEP2CK、OET、STEP3）を受験する場合の受験料について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

<キャリアコンサルティング>

- ・原則、年2回以上の集団面談、年3回以上の個人面談を行い、受講生の医師としてのキャリア形成を支援すること。（面談回数は、委託者及び受講生等と調整し必要に応じ変更可能）

<海外体験コーディネート>

- ・原則、受講期間（2年間）で1回以上の海外体験を提供するために必要な支援を行うこと。
- ・各受講生の要望等をヒアリングの上、佐賀大学等の関係機関と連携しながら海外体験の行

- き先の選定及び斡旋、時期の調整など総合的に受講生を支援すること。
- ・必要に応じて、委託先が受講生と受入機関等との間に入り調整を行うこと。
- ・海外渡航関係費用について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

⑥ 受講者コミュニティ運営業務

- ・SNS等による受講者コミュニティを構築し、適宜メンバーによる情報交換等の機会を提供するなどしコミュニティ運営を行うこと。

⑦ プログラムの企画支援業務

- ・適宜プログラム内容の精査を行い、コンテンツや講義内容の修正等を行うこと。
- ・必要に応じ、講師等への交渉（継続・新規など）、特別コースの説明、協力依頼を行うこと。

⑧ 令和9～10年度運用プログラムのプロモーション業務

- ・医学生向けサイト、SNS等による情報発信支援等を行うこと。
- ・ランディングページの情報更新・管理等を行うこと。

【別表1】

※プログラム運営業務に係る各種支払業務の金額は下表のとおりとする。

No.	内訳	金額	備考
1	語学スクール及び教材費	7,290 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、「語学スクール及び教材費」は、一人あたり400千円／年を上限とする。 ・原則、「海外渡航関係費」は、一人あたり500千円／年を上限とする。
2	USMLE教材費		
3	USMLE受験料		
4	海外渡航関係費		

※プログラム運営業務に係る各種支払業務について、受託者が受講者に対し経費の支払いを行う場合は、当該領収書及び振込票の写しなど支払いの事実が確認できる資料を実績報告書と併せて提出すること。

※プログラム運営業務に係る各種支払業務について、支払い後に残額が生じた場合はその全額を返還すること。

5. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（予定）

6. 業務委託の予算額

合計 43,400 千円（消費税含む）を上限とする。

（内訳）

令和7年度：21,700 千円

令和8年度：21,700 千円

7. 代金支払の方法
前払金、完了払

8. その他

- (1) 本業務の再委託を禁止する。ただし、佐賀県の承認を得た場合を除く。
- (2) 業務の遂行にあたっては、手法や内容について佐賀県と十分に協議し進めること。
- (3) 佐賀県は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる。
- (4) 本事業は各年度の予算額に上限があり、その範囲内で業務を遂行できない場合は失格とする。
- (5) 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに佐賀県と協議し、その指示の下、業務を円滑に遂行すること。
- (6) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならないものとする。